

●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年8月20日

香川県監査委員 宮本欣貞
同 都村尚志
同 鍋嶋明人
同 仲山省三

- 1 監査対象部局 農政水産部
2 監査対象年度 平成21年度
3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
西讃農業改良普及センター	平成22年4月12日
東讃農業改良普及センター	平成22年4月14日
水産試験場	平成22年4月20日
赤潮研究所	"
農業大学校	平成22年4月21日
農業試験場	平成22年4月22日
東讃土地改良事務所	平成22年6月14日
中讃土地改良事務所	"
中讃農業改良普及センター	"
西讃土地改良事務所	平成22年6月15日
西部家畜保健衛生所	"
水産課	平成22年6月16日
海区漁業調整委員会	"
畜産課	"
農業生産流通課	"
土地改良課	平成22年7月13日
農村整備課	"
農業経営課	"
農政課	平成22年7月15日
畜産試験場	平成22年7月26日
東部家畜保健衛生所	"

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

農業生産物の売払いに伴う現金の取扱いについて、保管等に不適切なものがあったので、取扱事務を改善する必要がある。 (農業大学校)

イ 旅費の支給について

旅費の支給について、旅行雑費の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。 (農業大学校)

ウ 契約について

(ア) 消防用設備点検業務委託について、契約書又は仕様書等で委託業務の内容（点検回数、設置場所、個数）を明確にしておく必要がある。 (東讃土地改良事務所、中讃土地改良事務所)

(イ) 雇用促進に係る委託契約について、業務内容に変更があるにもかかわらず、業務委託仕様書に定める「変更事前協議書」が提出されておらず、これを基にした変更契約が締結されていないものがあった。 (農業経営課)

エ 物品について

(ア) リースバックに係る重要物品（自動車）について、払出手続ができていないものがあった。 (東讃農業改良普及センター)

(イ) 交換契約に係る水産種苗（クルマエビ）について、生産品伝票及び生産品処分伝票がなく、生産品出納簿にも記載されていなかった。 (水産試験場)

(ウ) 指定管理者が管理する施設における備品について、誤って不用品決定兼廃棄処分の手続をしているものがあった。 (農業試験場)

オ 外郭団体に対する検査について

外郭団体に対する所管課による検査について、毎年実施する必要があるにもかかわらず、検査を実施していなかった。 (農業経営課)

(3) 検討指示事項

香川県オリーブ公園の管理について

香川県オリーブ公園の土地等公有財産について、財産の所管課と実際に管理をしている課が異なっているので、適切な対応を検討する必要がある。 (農業経営課、農業生産流通課)